

令和３年度第１回鴨川市消防委員会 次第

日時：令和３年７月７日（水）

午後１時３０から

場所：鴨川市役所４階 ４００会議室

１ 開 会

２ 市長あいさつ

３ 委員長、副委員長の選出

４ 諮 問

５ 議 事

鴨川市消防団員の定数の見直しについて

６ 答 申

７ その他

８ 閉 会

[配布資料]

次第

委員名簿

席次表

資料１：鴨川市消防団員の定数の見直しについて

資料２：鴨川市消防団員の定数 検討案

資料３：市町村別人口と消防団員の一覧表

鴨川市消防委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

No.	氏 名	備 考
1	長谷川 清一	
2	東 島 康 二	
3	入 野 芳 一	
4	田 代 朗	
5	吉 田 裕 迪	
6	栗 原 孝 明	
7	佐 藤 則 泰	

令和3年度第1回 鴨川市消防委員会 席次表

日時：令和3年7月7日（水）

午後1時30分から

場所：市役所4階400会議室

長谷川 清一 委員

東島 康二 委員

入野 芳一 委員

田代 朗 委員

吉田 裕迪 委員

栗原 孝明 委員

佐藤 則泰 委員

危機管理課長
長幡 祐自

議 長 席

市 長
長谷川 孝夫

総務部長
山口 昌宏

事
務
局

出
入
口

傍聴席

鴨川市消防団員の定数の見直しについて

1 全国の消防団員の状況

近年、全国の消防団員数は減少の一途をたどっており、令和2年12月15日付けで総務省消防庁が公表した「消防団の組織概要等に関する調査結果」では、令和2年4月1日時点における消防団員数は818,478人で前年度比13,504人が減少し、2年連続で1万人以上が減少しています。

【出典：総務省消防庁ホームページ 統計データ】



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 鴨川市消防団員の推移

鴨川市消防団員の人数も減少しており、令和3年4月1日現在の団員数は622人となっており、定数（732人）に対し110人の欠員となっています。

少子高齢化、地域の人口減少が進み、さらに消防団員の被雇用者が多くを占める現在、地域において消防団員の確保が次第に困難となっており、平均年齢が40歳を超えている分団もあります。

【鴨川市消防団員の推移】（各年度4月1日現在）

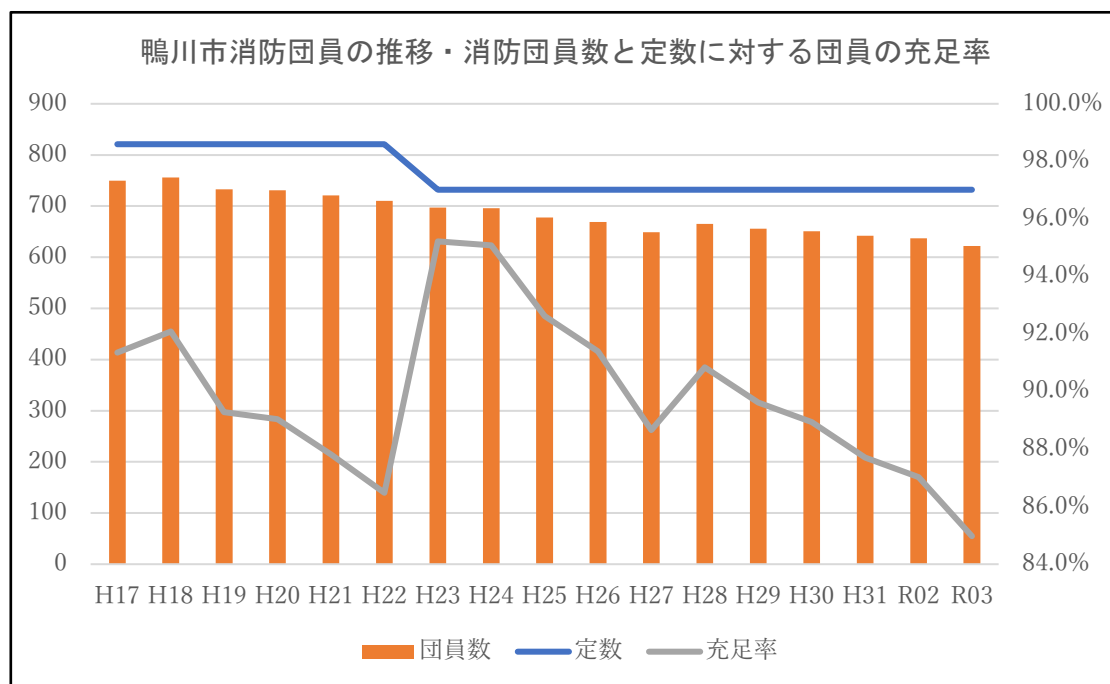
(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
定数	821	821	821	821	821	821	732	732	732	732
団員数	750	756	733	731	721	710	697	696	678	669
欠員数	△ 71	△ 65	△ 88	△ 90	△ 100	△ 111	△ 35	△ 36	△ 54	△ 63
充足率	91.4%	92.1%	89.3%	89.0%	87.8%	86.5%	95.2%	95.1%	92.6%	91.4%

※H22年9月議会において定数を732人に改正

	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
定数	732	732	732	732	732	732	732
団員数	649	665	656	651	642	637	622
欠員数	△ 83	△ 67	△ 76	△ 81	△ 90	△ 95	△ 110
充足率	88.7%	90.8%	89.6%	88.9%	87.7%	87.0%	85.0%

【鴨川市消防団員の推移・消防団員数と定数に対する団員の充足率】

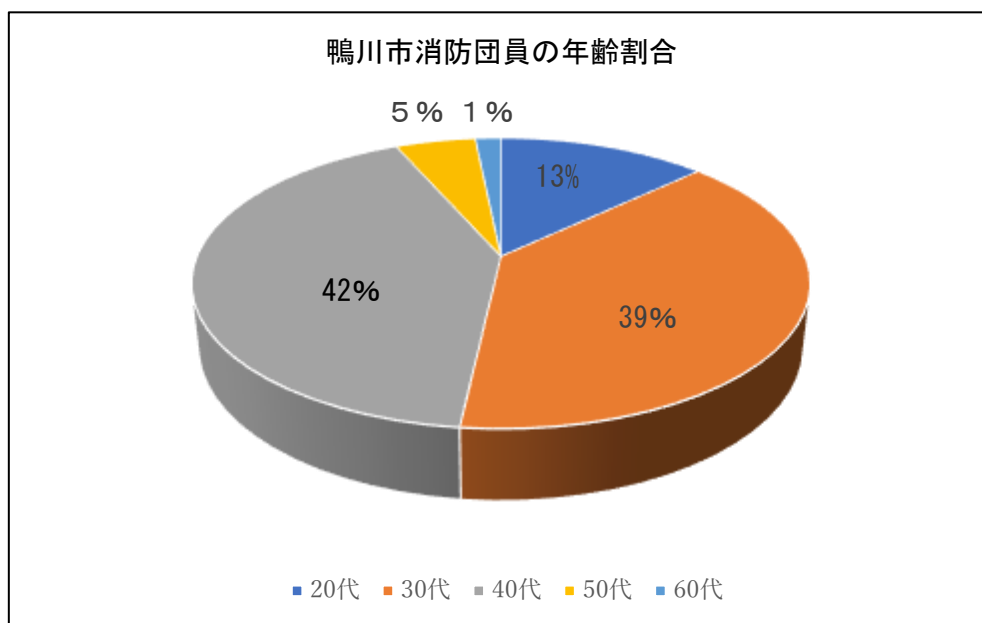


【鴨川市消防団員の平均年齢】

鴨川市消防団（本部・女性消防員含む）の年齢別の割合は次の表のとおりであり、平均年齢は約 39 歳となっています。

（人）

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上
割 合	13%	39%	42%	5%	1%



3 消防団員の定数等について

(1) 消防団の定数について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条第 2 項において、「消防団員の定員は、条例で定める」とされ、鴨川市消防団の定数は、鴨川市消防条例（平成 17 年条例第 150 号）第 5 条に 732 人と規定されています。

○消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）（抄）

（消防団員）

第 19 条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

○鴨川市消防条例（平成 17 年条例第 150 号）（抄）

（定数）

第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、732 人とする。

(2) 「消防力の整備指針」について

「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）」第 36 条において、消防団の業務及び人員の総数について、次のとおり規定されています。

○消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）（抄）

（消防団の設置）

第 35 条 消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができる。

（消防団の業務及び人員の総数）

第 36 条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- （1） 火災の鎮圧に関する業務
- （2） 火災の予防及び警戒に関する業務
- （3） 救助に関する業務
- （4） 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務

- (5) 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団の庶務の処理等の業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

4 消防団員の条例定数に応じてかかる負担金について

消防団員等公務災害補償等に係る負担金は、条例定数に定める団員数に基づいて鴨川市が負担しています。

○消防団員等公務災害補償	1,900 円		
○消防団員退職報償金	19,240 円		
○消防団員等公務災害見舞金支給事務	80 円	合計	1人当たり 21,220 円

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）（抄）

（掛金の額）

第 4 条 市町村の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、次に掲げる額の合計額（前年度の 10 月 1 日においてその区域の全部が水害予防組合の区域の全部又は一部となっていた市町村にあつては、第 1 号から第 3 号までに掲げる額の合計額）とする。

- (1) 非常勤消防団員に係る分として、1,900 円に前年度の 10 月 1 日現在における市町村の非常勤消防団員の条例で定める定員（以下「条例定員」という。）を乗じて得た額

- (2) ～ (4) 略

2 略

- 3 市町村の消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、19,200 円に前年度の 10 月 1 日現在における市町村の非常勤消防団員の条例定員を乗じて得た額とする。

4 略

○千葉縣市町村総合事務組合市町村負担金条例（昭和 44 年条例第 7 号）（抄）

（消防団員等公務災害見舞金支給事務及び賞じゆつ金授与事務に要する市町村負担金）

第 3 条 規約第 3 条第 1 項第 7 号に規定する消防吏員及び消防団員に対する賞じゆつ金の授与事務並びに同項第 8 号に規定する非常勤消防団員及び消防作業従事者の公務上の災害に対する見舞金の支給事務に要する市町村負担金の年額は、次の各号に掲げる額の合計額とし、毎年 6 月 30 日までに組合に納付するものとする。

（1） 略

（2） 団員割 前年度の 10 月 1 日現在における共同処理団体の条例で定める消防団員の定員に 80 円を乗じて得た額

5 鴨川市消防条例（平成 17 年鴨川市条例第 150 号）の一部改正（案）について

（1）内容

本市消防団の団員の定数を 661 人（現行 732 人）に改正するものです。

（2）施行期日

令和 3 年 10 月 1 日

鴨川市消防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
（定数） 第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、 <u>732 人</u> とする。	（定数） 第 5 条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、 <u>661 人</u> とする。 附 則 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

鴨川市消防団員の定数 検討案

名 称		①現行定数	②実員数 (R3. 4. 1)	③定数検討案	③定数検討案 －①現行定数
本 部		13	11	11	-2
女性消防隊		15	10	12	-3
第 1 支団	第 1 分団 1 部	37	15	36	-1
	第 1 分団 2 部		20		
	第 2 分団 1 部	54	17	54	0
	第 2 分団 2 部		18		
	第 2 分団 3 部		19		
	第 3 分団	25	20	21	-4
	第 4 分団	20	18	20	0
	第 5 分団 1 部	40	18	35	-5
	第 5 分団 2 部		16		
	第 6 分団	25	24	25	0
	第 7 分団 1 部	42	16	42	0
	第 7 分団 2 部		26		
	計	243	227	233	-10
第 2 支団	第 1 分団 1 部	54	25	47	-7
	第 1 分団 2 部		21		
	第 2 分団	22	18	20	-2
	第 3 分団	26	26	26	0
	第 4 分団	22	22	22	0
	第 5 分団 1 部	27	9	25	-2
	第 5 分団 2 部		15		
	第 6 分団	20	12	15	-5
	計	171	148	155	-16
第 3 支団	第 1 分団	20	18	19	-1
	第 2 分団	25	22	24	-1
	第 3 分団	25	22	24	-1
	第 4 分団	25	22	24	-1
	第 5 分団	25	22	24	-1
	第 6 分団	20	14	15	-5
	計	140	120	130	-10
第 4 支団	第 1 分団	18	10	15	-3
	第 2 分団	18	12	15	-3
	第 3 分団	33	21	24	-9
	第 4 分団	32	23	24	-8
	第 5 分団	30	22	24	-6
	第 6 分団 1 部	19	4	18	-1
	第 6 分団 2 部		14		
	計	150	106	120	-30
合 計		732	622	661	-71

市町村別人口と消防団員数の一覧表 (団員割合順)

No.	自治体名	人 口 (A)	条例上の団員数 (B)	人口に対する 消防団員の割合 (B/A)	世帯数 (参考)	面積順位 (参考)
1	芝 山 町	6,916	380	5.5%	2,578	36
2	大 多 喜 町	8,762	380	4.3%	3,358	14
3	多 古 町	13,804	513	3.7%	5,403	27
4	御 宿 町	6,769	225	3.3%	3,073	42
5	神 崎 町	5,663	187	3.3%	2,275	46
6	南 房 総 市	35,454	1,052	3.0%	14,886	6
7	鋸 南 町	7,027	199	2.8%	3,155	35
8	九 十 九 里 町	14,652	405	2.8%	6,335	43
9	い す み 市	35,570	954	2.7%	14,984	10
10	勝 浦 市	16,723	423	2.5%	8,156	22
11	鴨 川 市	31,554	732	2.3%	14,477	9
12	匝 瑳 市	34,427	694	2.0%	12,989	20
13	横 芝 光 町	22,271	438	2.0%	8,783	28
14	香 取 市	71,391	1,299	1.8%	27,965	5
15	山 武 市	48,196	875	1.8%	19,974	11
16	東 庄 町	13,085	235	1.8%	4,750	34
17	栄 町	19,902	352	1.8%	8,493	41
18	富 津 市	42,280	552	1.3%	18,073	8
19	旭 市	63,507	769	1.2%	24,479	13
20	成 田 市	130,689	1,535	1.2%	59,377	7
21	大 網 白 里 市	47,722	543	1.1%	19,875	30
22	君 津 市	81,355	885	1.1%	35,223	3
23	長生郡(茂原市、 一宮町、睦沢 町、長生村、白 子町、長柄町、 長南町)	142,797	1,491	1.0%	60,014	2
24	東 金 市	57,560	550	1.0%	25,474	23
25	銚 子 市	57,533	519	0.9%	25,680	25
26	富 里 市	49,470	430	0.9%	21,962	32
27	酒 々 井 町	20,278	173	0.9%	9,212	47
28	館 山 市	44,692	360	0.8%	20,513	17
29	印 西 市	103,677	772	0.7%	38,686	15
30	袖 ケ 浦 市	63,975	467	0.7%	25,408	21
31	八 街 市	66,430	480	0.7%	28,378	26
32	市 原 市	268,038	1,633	0.6%	118,931	1
33	白 井 市	61,673	352	0.6%	24,281	38
34	野 田 市	152,227	860	0.6%	64,475	19
35	佐 倉 市	169,059	805	0.5%	72,037	18
36	木 更 津 市	136,118	600	0.4%	59,400	12
37	四 街 道 市	93,233	300	0.3%	39,014	40
38	我 孫 子 市	130,290	266	0.2%	56,973	37
40	鎌 ケ 谷 市	109,370	177	0.2%	47,516	44
41	八 千 代 市	200,538	309	0.2%	85,917	33
39	流 山 市	200,298	300	0.1%	84,907	39
42	柏 市	433,941	631	0.1%	194,748	16
43	浦 安 市	169,749	230	0.1%	80,691	48
44	松 戸 市	492,367	640	0.1%	232,523	29
45	船 橋 市	641,499	720	0.1%	295,014	24
46	習 志 野 市	174,990	192	0.1%	79,477	45
47	千 葉 市	981,738	840	0.1%	448,960	4
48	市 川 市	496,657	400	0.1%	246,732	31
合 計		6,275,916	28,124	0.4%	2,805,584	

※人口及び世帯数は県HPより抜粋(令和3年3月1日現在)、団員数は各自治体の条例から抜粋。

市町村別人口と消防団員数の一覧表（面積順）

No.	自治体名	人 口 (A)	条例上の団員数 (B)	人口に対する 消防団員の割合 (B/A)	世帯数 (参考)	面積 (km ²)
1	市 原 市	268,038	1,633	0.6%	118,931	368.17
2	長生郡(茂原市、 一宮町、睦沢 町、長生村、白 子町、長柄町、 長南町)	142,797	1,491	1.0%	60,014	326.89
3	君 津 市	81,355	885	1.1%	35,223	318.81
4	千 葉 市	981,738	840	0.1%	448,960	271.76
5	香 取 市	71,391	1,299	1.8%	27,965	262.35
6	南 房 総 市	35,454	1,052	3.0%	14,886	230.14
7	成 田 市	130,689	1,535	1.2%	59,377	213.84
8	富 津 市	42,280	552	1.3%	18,073	205.53
9	鴨 川 市	31,554	732	2.3%	14,477	191.14
10	い す み 市	35,570	954	2.7%	14,984	157.44
11	山 武 市	48,196	875	1.8%	19,974	146.77
12	木 更 津 市	136,118	600	0.4%	59,400	138.94
13	旭 市	63,507	769	1.2%	24,479	130.45
14	大 多 喜 町	8,762	380	4.3%	3,358	129.87
15	印 西 市	103,677	772	0.7%	38,686	123.79
16	柏 市	433,941	631	0.1%	194,748	114.74
17	館 山 市	44,692	360	0.8%	20,513	110.15
18	佐 倉 市	169,059	805	0.5%	72,037	103.69
19	野 田 市	152,227	860	0.6%	64,475	103.55
20	匝 瑳 市	34,427	694	2.0%	12,989	101.52
21	袖 ケ 浦 市	63,975	467	0.7%	25,408	94.93
22	勝 浦 市	16,723	423	2.5%	8,156	93.96
23	東 金 市	57,560	550	1.0%	25,474	89.12
24	船 橋 市	641,499	720	0.1%	295,014	85.62
25	銚 子 市	57,533	519	0.9%	25,680	84.19
26	八 街 市	66,430	480	0.7%	28,378	74.94
27	多 古 町	13,804	513	3.7%	5,403	72.80
28	横 芝 光 町	22,271	438	2.0%	8,783	67.01
29	松 戸 市	492,367	640	0.1%	232,523	61.38
30	大 網 白 里 市	47,722	543	1.1%	19,875	58.08
31	市 川 市	496,657	400	0.1%	246,732	57.45
32	富 里 市	49,470	430	0.9%	21,962	53.88
33	八 千 代 市	200,538	309	0.2%	85,917	51.39
34	東 庄 町	13,085	235	1.8%	4,750	46.25
35	鋸 南 町	7,027	199	2.8%	3,155	45.19
36	芝 山 町	6,916	380	5.5%	2,578	43.24
37	我 孫 子 市	130,290	266	0.2%	56,973	43.15
38	白 井 市	61,673	352	0.6%	24,281	35.48
39	流 山 市	200,298	300	0.1%	84,907	35.32
40	四 街 道 市	93,233	300	0.3%	39,014	34.52
41	栄 町	19,902	352	1.8%	8,493	32.51
42	御 宿 町	6,769	225	3.3%	3,073	24.86
43	九 十 九 里 町	14,652	405	2.8%	6,335	24.45
44	鎌 ケ 谷 市	109,370	177	0.2%	47,516	21.08
45	習 志 野 市	174,990	192	0.1%	79,477	20.97
46	神 崎 町	5,663	187	3.3%	2,275	19.90
47	酒 々 井 町	20,278	173	0.9%	9,212	19.01
48	浦 安 市	169,749	230	0.1%	80,691	17.30
合 計		6,275,916	28,124	0.4%	2,805,584	

※人口及び世帯数は県HPより抜粋(令和3年3月1日現在)、団員数は各自治体の条例から抜粋。

(案)

令和3年7月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市消防委員会
委員長 長谷川 清一

鴨川市消防団員の定数の見直しについて（答申）

令和3年7月7日付け鴨危第290号で諮問のありました鴨川市消防団員の定数の見直しについて、本委員会において慎重なる審議を行った結果、鴨川市消防団の団員定数を現行の732人から661人にすることが妥当なものと認めます。

なお、本委員会として下記の事項について十分配慮し、本市消防・防災の充実に向け努力されるよう要望します。

記

消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段はそれぞれに職業を持つ地域住民を中心に構成された組織です。

近年は全国各地で頻繁に発生している大規模災害では、地元消防団員が住民の生命や財産等を守るため、懸命な災害活動が行われ、住民の消防団に対する期待は更に大きくなっています。

一方、社会経済の変化に伴い、被雇用者の占める割合の増加、平均年齢の上昇等が進み、少子化、人口減少社会への移行等もあり、消防団を取り巻く環境は大きく変化しており、団員の確保が難しくなってきております。

団員確保が困難な地域の実情を考慮し、本市の地域防災力を確保しつつ、時代に即した消防団組織の在り方について検討していただき、今後も消防・防災対策の充実に努められるよう要望いたします。